

---

# 令和3年 第3回定例会

## 一般質問 田村 英樹議員

令和3年 9月16日

---

### ▶質問

大田区議会公明党の田村英樹でございます。

北澤潤子議員の訃報に際しまして、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

私からは、職員の就労環境、大気汚染防止法改正に伴うアスベスト対策について、障がい者福祉施策について、順次質問をさせていただきます。

長引く感染症対策の影響は様々な分野で負担の増加を招き、行政の財政面でも業務においても負担が増加していることは明らかであります。業務負担の増については、昨年4月4日の大田区立特別養護老人ホームたまがわにおける陽性者の一報から今日に至るまで、500通を超える感染症罹患に関する議員一斉メールが届いている状況を鑑み、区の職員の中にも様々な状況に置かれている方がいらっしゃるのではないかと推察いたします。区では、業務の偏在や感染症拡大で生じる新たな業務に対して、機動的かつ柔軟な人員配置に対応いただいていることに感謝いたします。

そこで伺います。コロナ禍の影響で大田区主催の様々な行事が中止となるケースが重なり、相対的に超過勤務、休日勤務が減少傾向にあると思われれます。一方で、新型コロナウイルス感染症対策に集中的に負荷がかかる業務に対して、区としてどのように体制構築を図っているかお伺いいたします。

本年4月、2021－2025 職員のワーク・ライフ・バランス推進プランが策定されました。この冒頭で「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たしつつ、家庭生活の充実や地域活動への参加等を通じて健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和を図る」との方向性を明らかにし、目的として、職員一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮し、意欲的に職務に取り組む組織の構築を掲げています。

私は、職員のモチベーションの加減は即区民サービス、区民満足度に影響を及ぼすため、組織という枠組みの中でのマネジメントは重要な取組であると考えます。そこで、今後、ポストコロナを見据えた勤務体制の構築や、業務と生活の両立に関するワーク・ライフ・バランスがさらに問われていく中、組織における管理職としてのマネジメントがより重要になっていくと考えますが、区の見解をお伺いいたします。

大田区が新たに掲げた持続可能な自治体経営に向けた取組方針については、限りある経営資源を効果的、効率的に配分しながら、新たな価値と魅力を生み出し、地域として成長し続けることで、持続可能な自治体経営を実現するとの方針が定められました。この方針実現に向けて、研ぎ澄ます、進化する、生み出すとの3本柱が掲げられておりますが、職員も経営資源として見たとき、この3本柱はいわゆる業務改革へ向けた攻めの方針であると言えます。一方で、職員を守る取組という観点から、ぜひとも職員の負担軽減や事務配分、適正配置なども十分検討していただきたいと考えます。

今後の区政運営は人材が要と考えます。行政資源の中で最も重要な人材を活かすためには、業務の見直しや人員配置の適正化などは重要なファクターと言えますが、先ほど申し上げましたとおり、職員のモチベーションの維持向上が何よりも重要と考えます。職員のモチベーション向上に資する区取組についてお伺いいたします。

ここまでのお伺いしました。大田区の職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って職務に取り組める環境整備の促進を要望させていただき、次の質問に移ります。

次に、大気汚染防止法改正に伴う本区におけるアスベスト対策について伺います。

令和2年6月5日に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律が本年4月から一部の規定を除き施行されました。これに関連して、私は、平成30年度決算特別委員会での総括質疑において、地域内で施行された工場解体に伴うアスベスト含有産廃の処理手順及び行政における管理・指導体制の強化について質疑をさせていただきました。その際に、大田区としては地域住民の安全・安心な暮らしを守る対応に努めてまいりますとの方向性をお示しいただきました。

今回の大気汚染防止法の改正に伴い、石綿含有建材の事前調査や作業基準の明確化が規定されましたが、実際の解体工事現場での状況はどのように変わっていくのでしょうか。

そこで伺います。この改正を受け、しっかりと管理されず、ずさんとも言えるような解体工事等でアスベスト飛散のおそれがあるなど、近隣住民からの苦情等に対する立入検査等の対応についてお示し願います。

このたびの法改正に伴い、事前調査や記録の作成、現場への立入検査の厳格化、さらには、令和4年度からは環境省及び厚生労働省共通の届出システムの運用が開始されるなど、新たな業務負担に対して、本区としても関係部署における人材育成、人員確保に取り組んでいく必要があると考えます。

国は、建築物石綿含有建材調査者講習として、厚生労働省、国土交通省、環境省の3省共管の講習制度を推進しています。本講習では、関係法令や石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造、建材等に関する知識、通常の使用状態における建築物の石綿含有建材に関する調査に加え、解体作業等における事前調査にも対応した知識を学ぶことができるということです。こうした講習

制度の活用は非常に有効的だと考えます。

法で定められた立入検査を着実に実施するため、職員の知識や経験の蓄積も重要であると考えます。この人材育成という観点について、区はどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

また、アスベスト含有のレベル1からレベル3建材の特定工事の施行に伴い、作業基準に則った作業計画が適正に遂行されているか、現場での集じん装置の措置は的確になされているかなどを調査する特定粉じん排出作業指導員の配置について、講習を受けた職員に加え、会計年度任用職員やOB等の登用も検討し、実質的に安全を担保できる体制整備も必要かと考えます。また、アスベストアナライザーと呼ばれる携帯型近赤外線分析装置は、特定アスベスト鉱物6品目について全てを1から2%検出することができる測定器で、23区でも導入もしくは導入を検討している区があると伺います。

法改正により、新たな業務が増加すると想定されますが、人員配置や調査の確実化かつ簡略化に資する測定器の導入等について、区の見解をお伺いいたします。

大田区では、アスベスト含有についての調査や除去工事に対する補助制度を行っています。平成24年から施行された吹付けアスベスト分析調査費助成事業の動向を近年の決算資料から伺ってみると、平成30年度は相談件数が17件で、助成申請がゼロ件、令和元年度は相談件数が31件で、助成申請が3件、助成合計額は11万5000円、そして、令和2年度は相談件数が34件で、助成申請が1件、助成合計額は3万2000円となっています。また、住宅リフォーム助成事業で対象としている吹きつけアスベスト除去工事は上限額を見直し、工事費の10%、上限50万円を助成する制度となりましたが、昨年度の利用実績はゼロ件とのことでした。一方で、産業振興課の環境対策資金融資あっせん制度では、石綿対策に要する設備資金として、融資限度額の1500万円とする事業メニューが用意されておりますが、平成18年度の制度開始時の1件のみの利用実績との報告をいただいております。

これら事業については、果たして時世に合った制度とは言えないと考えますので、今後、しかるべき時期に所管部局が連携して制度の見直しを進めていくことを要望させていただきます。

このような背景から、本区におけるアスベスト含有調査、除去工事に伴う補助事業についてや、そもそも工事発注者、請負事業者の責務の周知について再考していく必要があると考えますが、区の見解をお伺いいたします。

環境省では、災害時における石綿飛散防止対策の充実を図るため、令和2年度から石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業を実施していますが、こうした国の動向もつぶさに捉えつつ、区民の安全・安心な暮らしを守る対応を積極的に推進していただくよう要望し、次の質問に移ります。

次に、大田区の障がい者福祉施策について質問させていただきます。

大田区は令和3年3月におおた障がい施策推進プランを策定。その中で、生活介護施設の定員増を図るため、大田生活実習所、南六郷福祉園、新井宿福祉園の改築、改修に取り組む計画があります。この件につきましては、昨日、自民党の長野議員も触れられておりましたが、改めて私からも伺わせていただきます。

この事業は、福祉部の資料にもありますように、各施設の老朽化対策と、今後増加し続けると予測されている障がい者の受入れという二つの課題を解消していくために大変重要な事業であります。一方で、障がい者のご家族からは、大田生活実習所の中庭に地上4階建ての新しい施設の建設が予定されていることから、これまで中庭を散策することで落ち着きを保っていた方や、土と光と風を感じることができた空間がなくなることへの懸念、また、生活習慣の変化により心身の乱れを起こすことを心配する声が寄せられています。

そこで伺います。今後の基本設計、実施設計と進む検討の中で、施設利用者、家族、関係者の意見や要望を取り入れていくことや、利用者が日中活動の場として安心して過ごすことのできる環境整備について、区の見解をお伺いいたします。

こうした整備事業は、施設自体の老朽化やニーズの増加に伴い、整備計画の進捗が求められています。一方で、障がい者家族の身近な生活支援も大変重要であります。その一つに紙おむつ支給事業があります。高齢者向けの紙おむつ支給事業では、毎月450点までが区の負担で、それを超えた分は自己負担となっています。一方で、障害福祉事業では、日常生活用具の給付などの法内制度での支援や、社会福祉協議会の運営で月2500円から2800円程度に該当する補助を行っていると聞いています。

そこで、この社会福祉協議会での支援の利用者数、実績をお示しいただくとともに、対象者により手厚くご利用いただくために事業内容の検討を求めますが、区の見解をお伺いいたします。

高齢者向けの紙おむつ支給事業と同等とまではいかないまでも、少しでも家計の支援となるよう、制度設計をお願いいたします。

令和3年度予算特別委員会の討論において、我が会派の大橋武司議員が、このたびの予算編成に伴い、事業が廃止、縮小となっても区民サービスが低下しないよう、引き続き区民満足度の上がる取組となるよう願うと求めましたが、私からも改めて大田区の責務として福祉施策の充実を図るよう要望させていただきます。

以上で大田区議会公明党、田村英樹の質問を終了いたします。

## <回答>

### ▶後藤総務部長

私からは、職員の就労環境に関する三つの質問に順次お答えいたします。

初めに、感染症対策の職員体制についてですが、区は、新型コロナウイルス感染症対策本部をこれまで49回開催し、全庁を挙げて感染症対策に取り組んでおります。コロナの最前線で対応している感染症対策課では、昨年3月時点で19名であった職員体制を、今年9月1日現在、49名に増員するほか、兼務職員を187名、会計年度任用職員を16名採用し、増強しております。このほか、ワクチン接種に関して、7月15日に新型コロナウイルスワクチン調整担当部長を設置するなど、さらなる体制強化を行ったところです。また、令和3年度後半の事業の休止や中止を含めた全庁的な事務事業の見直しを進め、9月1日付けで職員の配分定数を見直し、さらに、健康政策部の増員に充てることにより、業務の負荷軽減を図ってまいります。引き続き、感染状況やワクチン接種状況の推移を注視しながら、保健所機能の体制強化に努めてまいります。

次に、管理職のマネジメントに関するご質問ですが、区は本年4月に職員のワーク・ライフ・バランス推進プランを策定いたしました。この計画では、時間外勤務の縮減等、数値目標を掲げ、より実効性の高い計画としております。計画に掲げる取組を着実に実施し、目標を達成するためには、管理職の役割が非常に重要です。コロナ禍にあり、職場運営が難しくなる中、管理職には、仕事の進捗管理や効率的な執行体制を整備するとともに、一部の係や特定の職員に負荷がかかり過ぎていないか、事務分担の見直しや協力体制の必要性はないかなどを判断し、より働きやすい職場環境を整えるマネジメントが求められます。各所属長は、職員面談を適宜行い、職員一人ひとりが掲げる職務上の目標を共有するとともに、職員が持っている能力を最大限発揮できる方策や、仕事で抱え込んでいる悩みや課題への適切な助言指導に努めており、ポストコロナを見据えた的確なマネジメントを実践しているところでございます。

最後に、職員のモチベーション向上に関するご質問ですが、区は平成31年1月に人材育成基本方針を改定し、「未来のおおたをめざし、チャレンジを続ける職員」を求められる職員像として掲げております。これまでも各職層に求められる役割や、近年の課題に対応できる職員を育てるため、様々な研修やOJTによる人材育成に取り組んでまいりました。具体的には、各職場の新規採用職員を支援する先輩職員を新人育成リーダーに指定し、仕事の進め方や区職員としての基礎を指導するだけでなく、新人職員と先輩職員が共に協力して仕事を着実に進めていく取組を実施しております。また、職員自身の適性や持ち味、強みを活かした成長を支援するキャリアデザインセミナーを開催するなど、職員のモチベーションの維持向上に向けた取組を行っております。コロナ禍にありましても、引き続き、若い世代からベテラン職員まで、職員一人ひとりがモチベーションを高く持ち、自らの知識と経験を活かして活躍できる取組を進めてまいります。私からは以上です。

## ▶今岡福祉部長

私からは、障害福祉関連の2点のご質問にお答えいたします。

障害者通所施設の整備計画に関するご質問ですが、区は、定員拡充、機能の充実と施設の老朽化に対応するため、区立障がい者通所施設4施設について整備基本計画を定めました。計画策定段階から、各施設の家族会や関係団体の方々にご説明し、ご要望等を取りまとめていただき、設計の各段階で取り入れてきております。日中活動の場については、広く安全な活動室や、静かな環境で落ち着けるスペースなど、障害特性に応じた機能を検討しております。工事期間中は、早めの準備期間を設けるなど、区と運営法人が連携し、対応してまいります。今後も機会を捉え、利用者ご家族の声をお聞きし、安心して日常生活を過ごせる施設づくりに活かしてまいります。

次に、障がいのある方への紙おむつ支給事業に関するご質問ですが、重度の障がいのある3歳から64歳の必要とする方を対象に、大田区社会福祉協議会が紙おむつを支給しております。令和3年5月時点の利用者が129人、令和2年度の実績は延べ849件の支給となっております。また、障害者総合支援法に基づく日常生活用具での紙おむつの給付制度もございます。一方、高齢者の紙おむつについては、法に基づく制度がないため、区の紙おむつ支給事業のみで対応しております。障がいのある方と高齢者の紙おむつ支給事業において支給量が異なることなどを踏まえ、次年度以降の制度の進め方を含め、大田区社会福祉協議会等の関係機関と協議し、内容の充実が図られるよう検討してまいります。私からは以上でございます。

## ▶中澤環境清掃部長

私からは、アスベストに関する四つのご質問についてお答えさせていただきます。

初めに、解体工事等への立入検査の対応についてのご質問ですが、区では、これまでも区民からの問合せにつきまして、届出書類の確認や施工業者への聞き取りにより施工内容の確認を行うほか、職員による現地確認の結果を踏まえ、適切な措置を講じるよう指導してまいりました。令和4年度から改正大気汚染防止法が施行されることにより、小規模の解体工事や改修工事においても、アスベストの使用について事前調査結果の報告が義務化されることとなりました。区では、その報告を基に、築年数、建物規模、構造等の条件により立入検査の対象となる工事を抽出し、アスベストの調査方法や作業基準の遵守について、新たに確認を行ってまいります。あわせて、区民からの苦情等につきましても、これまでと同様に法令等に基づく飛散防止対策の確認を迅速かつ遺漏なく行ってまいります。

次に、アスベストの知識を有する人材の育成についてのご質問ですが、立入検査では、工事元請業者によるアスベストの事前調査の実施状況や、大気汚染防止法に基づいた飛散防止対策について確認することが求められております。さらに、令和5年10月から、アスベストについて一定の知見を有する者による事前調査が義務化されることになっております。そのため、区では、立入検査に備え、職員による石綿作業主任技術者や建築物石綿含有建材調査者講習の計画的な受講等により、必要となる人材の育成を図っております。これらの講習につきまして、建築物石綿含有建材調査者は、令和2年度、令和3年度に各3名が受講を終了し、石綿作業主任技術者につきましては、令和3年度に2名が受講を予定しております。今回の法改正を踏まえ、解体工事等の指導業務に従事する人材の育成に今後も着実に取り組んでまいります。

3点目の新たな業務に伴う人員配置と測定器の導入についてのご質問ですが、解体工事等の立入検査の項目につきましては、東京都におきまして、基準を策定する準備が進められております。また、法改正により対象が拡大され、立入検査の件数も大幅に増加することが見込まれております。こうした状況を踏まえ、区は、法改正等による解体工事等の遅延が生じないよう、会計年度任用職員の採用も視野に入れながら、立入検査が滞りなく実施できる機動的な職員体制を整備してまいります。また、適正な事前調査を迅速に実施するに当たり、成形板等のアスベスト含有状況をサンプル採取等の手間をかけずに外側から測定が可能となるアスベストアナライザーの活用は大変有効であると考えております。法の施行に合わせながら、導入に向け検討を進めてまいります。

最後に、補助事業や工事発注者、請負事業者の責務の周知についてのご質問ですが、区は現在、アスベスト飛散防止対策の一環として、吹付けアスベスト分析調査費や吹きつけアスベスト除去工事への費用助成を実施しております。これらの事業に関しましては、より一層、効果的な取組となるよう、国や東京都の動向を注視し、他自治体の事例を検討していくとともに、様々な機会を捉えて、各種助成制度の周知の強化を図り、制度の活用を促してまいります。また、法改正の施行に伴う請負事業者等への責務に関する周知につきましては、主として国、東京都が役割を担うこととなっておりますが、区といたしましても、改正法の円滑な施行に向けて、特に重要な取組であると考えております。区は、これまでのホームページでの周知に加え、今後、さらにパンフレット等を作成するなど、適切に周知の拡充に努めてまいります。